

登録済証明書の再発行・再送手続きについて

免許申請時にご希望に応じて発行している登録済証明書について、受領後に紛失した方や、住所の記載誤り等により厚生労働省に返送されてしまった方は、登録済証明書の再発行又は再送を依頼することができます。

希望される方は、以下の【手続きにあたっての注意事項】を必ずご確認の上、以下の送付先あてに再発行又は再送手続きを行ってください。

◆送付先◆

〒100-8916

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係

【手続きにあたっての注意事項】

- ・登録済証明書を受領後に紛失してしまった方や、免許申請時に登録済証明書の発行依頼を忘れてしまった方は、

対象者①：登録済証明書を紛失された方又は依頼を忘れてしまった方
をご確認の上、登録済証明書の再発行手続きを行ってください。

- ・依頼した登録済証明書が、転居や住所の記載誤り等により不達となり、厚生労働省に返送されてしまった方は、

対象者②：宛先誤り等により登録済証明書が未達となった方
をご確認の上、登録済証明書の再送手続きを行ってください。

なお、再発行又は再送依頼をいただいた登録済証明書については、厚生労働省に到着してから一両日中に発行いたしますが、郵便事情等により到着までに時間を要することがございますので、あらかじめご承知おきください。

<照会先>


厚生労働省 医政局

医事課試験免許室 免許登録係

03-5253-1111(内線:2576/2577)

対象者①：登録済証明書を紛失された方又は依頼を忘れてしまった方

登録済証明書の再発行を希望される方は、①返信用はがき、②メモを下記を参照のうえご用意頂き、③封筒に封入の上、郵送してください。



【必要書類】

①返信用はがき

- ・必ず官製はがきを使用すること。
- ・宛名は確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- ・必ず85円分の切手を貼付すること。
速達を希望する場合は、追加で300円分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。
- ・裏面は白紙のまま送付すること。

②メモ

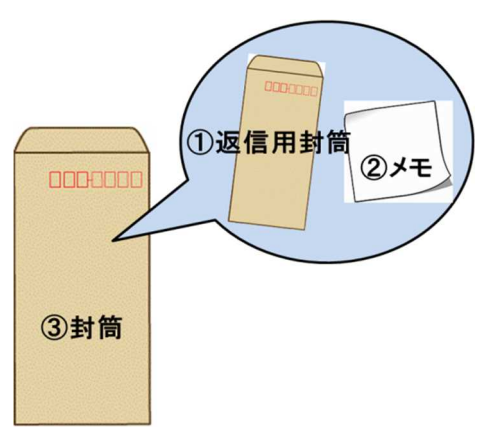
- ・職種、氏名、生年月日、登録済証明書の再発行を希望する旨を記載すること。

③封筒

- ・封筒の表に「登録済証明書再発行願」と記載すること。
- ・①及び②を同封のうえ、送付先に送付すること。

対象者②：宛先誤り等により登録済証明書が未達となった方

登録済証明書が住所の記載誤り等により厚生労働省に返送された場合は、再送の手続きが必要となります。再送を希望する場合、①返信用封筒、②メモを下記を参照のうえご用意頂き、③封筒に封入の上、郵送してください。



【必要書類】

①返信用封筒

- ・必ず官製はがきが入る大きさの封筒を使用すること。
- ・宛名は確実に受取可能な住所、受取人氏名を記入すること。
- ・必ず必要料金分の切手を貼付すること。
速達を希望する場合は、追加で300円分の切手を貼付し、「速達」と朱書きすること。

②メモ

- ・職種、氏名、生年月日、登録済証明書の再送を希望する旨を記載すること。

③封筒

- ・封筒の表に「登録済証明書再送願」と記載すること。
- ・①及び②を同封のうえ、送付先に送付すること。